

一般社団法人日本物理療法学会 委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第49条に基づき、この法人に設置する委員会に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は代議員総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

(種類)

第3条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。

2. 特別委員会は、この法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は2年を限度とし、1回に限り再任を妨げない。ただし、審議が長期に渡る場合は、理事会の審議を経て設置期間を延長できる。

(常置委員会)

第4条 この法人の常置委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。

2. 常置委員会委員(以下、「常置委員」という。)は、正会員をもって充てる。ただし、委員総数の3分の1以上は理事または代議員でなければならない。
3. 正会員以外の者を委員とする必要があると委員会が判断したときは、前項の規定に関わらず、理事会の承認により、正会員以外の者を委員とすることができる。

(委嘱)

第6条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事または代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の委員長について別に定める規則に従う。

2. 委員及び臨時委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ委員会の委員を連続して5期以上重任することはできない。

2. 前年度委員長の職にあったものは、前項の規定にかかわらず1年に限り当該委員会

の委員を継続しなければならない。

3. 第3条第2項に該当した場合、設置期間の延長同様、理事会の審議を経て委員の任期を延長できる。
4. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

2. 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

(専門部会)

第9条 委員会は、その職務を分担するために、専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の部会員は、委員及び正会員の中から委員会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 専門部会の部会長は、当該専門部会が所属する委員会の委員をもって充てる。
4. 委員長は、専門部会の職務が終了したときには、年度内にかかわらずこれを廃止することができる。
5. 委員長は、専門部会を設置又は廃止したときには、理事会に報告しなければならない。
6. 専門部会の部会員任期は、1年とし、再任を妨げない。
7. 専門部会の部会員は、複数の専門部会員を兼務することができる。ただし、兼務できる専門部会の数は、3専門部会までとする。

(経費)

第10条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は平成31年2月1日から施行する(平成31年1月31日理事会議決)。

この規則は令和元年12月25日から施行する(令和元年12月24日理事会議決)。

この規則は令和3年11月24日から施行する(令和3年11月24日)理事会議決)。

この規則は令和6年11月27日から施行する(令和6年11月27日)理事会議決)。

別表 常置委員会

名称	職務
研究助成委員会	研究助成に関する事項
研究倫理委員会	研究倫理に関する事
教育研修委員会	セミナー、研修に関する事項
学術委員会	学術的事項、用語、適応と禁忌、学会賞に関する事
編集委員会	学術誌に関する事項
国内渉外委員会	国内渉外に関する事項
国際渉外委員会	国際渉外に関する事項
広報委員会	広報に関する事項
選挙管理委員会	選挙に関する事項
調査委員会	臨床および教育現場の物理療法の状況等の調査
社会保険委員会	保険収載、保険点数改訂の要請事項についての検討